

宮津市公報

平成24年9月3日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目次

告 示

134 宮津市母子家庭高等技能訓練促進給付金支給要綱の一部を改正する要綱	1
135 住民票の消除	1
136 宮津湾埋立造成地に関する土地利用問題協議会設置要綱を廃止する要綱	1
137 宮津市休日保育事業実施要綱	1
138 宮津市議会定例会の招集	3
139 国民健康保険被保険者証の無効	3
140 定期の予防接種の告示事項の変更	4
141 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	4

公 告

29 宮津市の公共施設に設置する自動販売機の設置事業者の公募	5
30 宮津市職員採用試験実施要項	11
31 公示送達	13
32 公示送達	13

教 育 委 員 会

《告 示》

15 宮津市教育委員会定例会の招集	14
-------------------	----

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

15 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧	14
16 宮津市条例の制定等の請求に要する有権者総数の50分の1の数	14
17 宮津市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数	14
18 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数	15

農 業 委 員 会

《告 示》

8 宮津市農業委員会総会の招集	15
9 宮津市農業委員会総会の招集	15

告 示

宮津市告示第134号

宮津市母子家庭高等技能訓練促進給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年 8 月 7 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市母子家庭高等技能訓練促進給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市母子家庭高等技能訓練促進給付金支給要綱（平成19年告示第30号）の一部を次のように改正する。

第 6 条 第 1 項 第 1 号 中 「141,000円」を「100,000円」に改める。

附則第 2 項の見出し中「高等技能訓練修業給付金」を「修業給付金」に改め、同項中「第 5 条」の次に「、第 6 条 第 1 項 第 1 号」を加え、「全期間」としを「と、同号中「100,000円」とあるのは「141,000円」と」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日までに修業を開始した者に支給する修業給付金に関する特例）

- 3 平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日までに養成機関において修業を開始した者の第 5 条及び第 9 条 第 1 項の規定の適用については、第 5 条中「修業期間の 2 分の 1 に相当する期間を経過した日以後の残り 2 分の 1 に相当する期間」とあるのは「修業期間に相当する期間」と、「18月」とあるのは「36月」と、第 9 条 第 1 項中「修業期間の 2 分の 1 に相当する期間（その期間が18月を超えるときは、修業期間から18月を減じた期間）を経過」とあるのは「修業を開始」とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第135号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第 8 条の規定により、下記の者の住民票を削除したので、同令第12条第 4 項の規定により告示する。

平成24年 8 月 7 日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下掲示済 >

* * *

宮津市告示第136号

宮津湾埋立造成地に関する土地利用問題協議会設置要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成24年 8 月10日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津湾埋立造成地に関する土地利用問題協議会設置要綱を廃止する要綱

宮津湾埋立造成地に関する土地利用問題協議会設置要綱（昭和60年告示第51号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第137号

宮津市休日保育事業実施要綱を次のように定める。

平成24年 8 月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市休日保育事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童福祉の向上に資するため、休日に保育所で保育を実施することにより、仕事及び子育ての両立支援等を図る休日保育事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（休日の定義）

第2条 この要綱において「休日」とは、次に掲げる日をいう。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（対象児童）

第3条 事業の対象となる児童は、本市に住所を有し、現に保育所に入所する生後6月以上の児童（以下「児童」という。）であって、児童の保護者、同居の親族その他の者（以下「保護者等」という。）のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 休日における昼間に居宅外で労働するとき。

(2) 休日における昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をするとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

（実施保育所）

第4条 事業を実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は、府中保育園とする。

（実施体制）

第5条 実施保育所は、事業を実施するに当たり児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に規定する保育士の基準を満たす保育士を配置するとともに、その他事業の実施に必要な職員を配置しなければならない。

2 児童には適宜、給食又は間食等を提供しなければならない。

（実施時間）

第6条 事業の実施時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

（事業の委託）

第7条 市長は、事業の利用の可否の決定等に関する事務を除き、実施保育所を運営する社会福祉法人に事業を委託するものとする。

（利用の申請）

第8条 事業を利用しようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、利用しようとする日の5日前までに休日保育事業利用申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定等）

第9条 市長は、申請書を受理したときは、児童及び保護者等の状況を審査し、実施保育所の受入状況を確認の上、事業の利用の可否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業の利用の決定を行ったときは、その旨を実施保育所に通知するものとする。

（費用の負担）

第10条 事業を利用する児童の保護者は、事業に要する費用として、別表に定める額を実施保育所に直接支払うものとする。

（利用の取消等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用の決定を取り消し、又は事業の利用を中止させることができる。

(1) 第3条に規定する対象児童としての要件を欠くに至ったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により、事業の利用の決定を受けたと認めるとき。

(3) 保育の実施をすることが困難な児童の健康状態であると認められるとき。

(4) その他やむを得ない理由により、当該児童の保育を継続することが困難であると認められるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行の日前においても、事業の利用申請その他の事業の実施に必要な手続を行うことができる。

別表(第10条関係)

対象者の区分	児童1人当たりの負担額	
	4時間以上	4時間未満
(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付世帯並びに母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯(以下「母子家庭等」という。)のうち市町村民税非課税世帯	無料	無料
(2) 市町村民税非課税世帯及び母子家庭等((1)に該当する世帯を除く。)	3歳未満 1,400円 3歳以上 1,100円	3歳未満 700円 3歳以上 550円
(3) その他の世帯	3歳未満 2,800円 3歳以上 2,200円	3歳未満 1,400円 3歳以上 1,100円

備考 年齢は、事業を利用した日の属する年度の初日(4月1日)の年齢とする。

* * *

宮津市告示第138号

平成24年第4回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年8月23日

宮津市長 井上正嗣

1 期日 平成24年8月30日

2 場所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第139号

宮津市国民健康保険条例施行規則(平成6年規則第19号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成24年8月30日

宮津市長 井上正嗣

記

一般被保険者

保 険 者	宮津市(保険者番号 260067) 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日	
宮 - 0000222	平成24年4月1日	平成24年4月16日	
宮 - 0001287	平成24年4月1日	平成24年6月20日	

宮 - 0002550	平成24年4月1日	平成24年4月20日
宮 - 0004701	平成24年4月1日	平成24年4月6日
宮 - 0005100	平成24年4月1日	平成24年8月7日
宮 - 0005150	平成24年4月1日	平成24年4月13日
宮 - 0005975	平成24年4月1日	平成24年7月3日
宮 - 0006806	平成24年4月1日	平成24年4月6日
宮 - 0007292	平成24年4月1日	平成24年7月19日
宮 - 0007548	平成24年4月1日	平成24年5月21日
宮 - 0017502	平成24年4月1日	平成24年7月26日

* * *

宮津市告示第140号

平成24年4月1日付け宮津市告示第85号で告示の予防接種法に基づく定期の予防接種の実施について、告示事項に変更があったので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定により告示する。

平成24年8月31日

宮津市長 井上正嗣

1 変更があった事項及びその内容

(1) 予防接種を行う期日

変更前	接種期日	
	平成24年5月8日（火）	平成24年11月13日（火）
平成24年7月10日（火）	平成25年1月8日（火）	
平成24年9月11日（火）	平成25年3月12日（火）	
変更後	接種期日	
	平成24年5月8日（火）	平成24年7月10日（火）

* * *

宮津市告示第141号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成24年9月1日

宮津市長 井上正嗣

1 予防接種の種類 ポリオ

2 予防接種の対象者の範囲

第1期初回 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態であると医師が判断した者

4 接種回数 初回3回（20日から56日までの間隔）

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
中川長雄	中川医院

中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
浪江和生	浪江医院
今井敏雄	
堀川義治	宮津市由良診療所
宮地高弘	宮地外科医院
宮地道弘	
山根行雄	山根医院
伊藤剛	いとうクリニック
伊藤邦彦	伊藤内科医院
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
徳山石夫	徳山医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
森幸三	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成24年9月1日から平成25年3月31日まで

公 告

宮津市公告第29号

宮津市の公共施設に設置する自動販売機の設置事業者を公募による入札によって選定することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告します。

平成24年8月6日

宮津市長 井上正嗣

1 入札物件

物件番号	設置施設	設置場所	所在地	設置場所の寸法 上段:幅 下段:奥行	設置可能台数	最低年額 使用料	販売品目 1(1) 参照	回収ボックス	担当部署
1	宮津市役所	本館1階 市民ホール	柳縄手 345-1	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	a	不要	管財契約係 (0772-45-1611)
2	宮津市役所	新館2階 食堂前	柳縄手 345-1	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	a	不要	管財契約係 (0772-45-1611)
3	中央公民館	1階ロビー	鶴賀2164	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	a	必要	社会教育係 (0772-45-1642)
4	中央公民館	3階北側	鶴賀2164	1.30m以内 0.80m以内	1台	24,000円	a又はb	必要	社会教育係 (0772-45-1642)
5	市民体育館	1階ロビー	浜町3000	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	a	必要	社会教育係 (0772-45-1642)

6	市民体育館	1階ロビー	浜町3000	1.30m以内 0.80m以内	1台 1 (2) 参照	24,000円	a	必要	社会教育係 (0772-45-1642)
7	栗田地区公民館	屋外	上司1345	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	a	必要	社会教育係 (0772-45-1642)
8	由良地区公民館	屋外	由良 1289-1	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	a	必要	社会教育係 (0772-45-1642)
9	養老地区公民館	屋外	岩ヶ鼻38	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	a	必要	社会教育係 (0772-45-1642)
10	日ヶ谷地区公民館	屋外	日ヶ谷 5126	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	a	必要	社会教育係 (0772-45-1642)
11	もみじ公園	屋外	石浦	1.20m以内 0.80m以内	1台 1 (3) 参照	12,000円	a	必要	農林水産係 (0772-45-1626)

(1) 販売品目

a お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、びん、ペットボトル等密閉式容器又はお茶、コーヒー、紅茶、ジュース類等の紙パック容器

b お茶、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の紙コップ容器

(2) 物件番号6は、災害対応型自動販売機の設置及び災害時等により無料提供が必要となった際の即時対応が可能であることが条件です。

(3) 物件番号11は、回収ボックスを設置し、公園の美観保持(ゴミ回収)に積極的に協力すること。また、自動販売機の電気使用料と合わせて、公衆便所の電気使用料を支払うこと。電力使用料計測用子メーターの設置は不要です。

(4) 物件番号1及び2の宮津市役所は、宮津市の休日を定める条例に規定されている日が閉庁日です。

(5) 物件番号3、4、5及び6の中央公民館及び市民体育館の開館時間等はみやづ歴史の館条例施行規則、宮津市民体育館条例施行規則に規定されています。

(6) 物件番号3、5及び6の中央公民館1階及び市民体育館1階にはそれぞれに入札に付さない自動販売機が各1台設置されています。

(7) 物件番号4で紙コップ容器の自動販売機を設置する際に水道工事(工事費用設置者負担)が必要な場合は、宮津市指定給水装置工事事業者で工事すること(撤去工事を実施する場合も同じ。)。また、上下水道使用料相当額が別途必要です。

(8) 設置場所の寸法には、原則、放熱スペース等を含みます(回収ボックスのスペースは含みません。)

(9) 設置可能台数を超える台数の設置はできません。

(10) 自動販売機の機種によっては、設置、商品の補充及びメンテナンスのための扉開閉並びに通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。

(11) 複数の物件に応募することも可能です。

2 入札参加資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り入札することができます。

(1) 市内業者(宮津市内に営業所を有する者)又は宮津市民。ただし、市内業者でない者で、現に一時使用許可を受けて自動販売機を設置しているものにおいては現使用許可分の参加を認める。なお、入札物件6については、市外業者も認める。

(2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 入札申込書等入札参加資格の確認に必要な書類を提出する時に市税を滞納している者

ウ 入札申込書等入札参加資格の確認に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

オ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であっ

- て、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- カ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- (3) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過したものを含む。）であること。
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 設置事業者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
- オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- カ アからオのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからカまでのいずれにも該当しないもの（アからカまでのいずれかに該当する又は該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過したものを含む。）であること。
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のもの」をいう。
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 上記2(4)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。）でないこと。
- 3 入札条件等
- (1) 使用料等
- ア 使用許可の期間
使用許可の期間は、平成24年10月1日から平成25年3月31日までとします。ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況等を勘案して支障がないと宮津市が判断する場合は、当初の入札条件を変更しないことを前提として、当初許可から2年を限度に、使用許可の更新を行います。なお、許可期間中であっても、公用又は公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消す場合があります。
- イ 使用料
(ア) 物件ごとに設置事業者として決定した者が入札した価格をもって年額使用料とします。
(イ) 使用料は、市長が発行する納入通知書により指定した期日までに全額納入してください。
- ウ その他必要経費等
自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等含む。）、維持管理等に係る一切の費用は設置事業者の負担とします。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費等についても全額を設置事業者の負担とし、市長が発行する納入通知書により指定した期日までに全額納入してください。
- エ 設置条件
自動販売機は、物件番号ごとの自動販売機設置位置図に示した場所に、指定した外形寸法上限を超えないものを設置してください。また、電力等使用量計測用子メーターを設置するほか、

転倒防止対策も併せて行ってください。

原則、電力等使用量計測用子メーターの設置を条件としますが、他の手段により当該使用料が把握できる場合は設置を必要としない場合もありますので、各担当部署にお問い合わせください。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等を市長が指定する期限までに確実に納付すること。
- イ 使用許可期間中に、法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと（該当の場合のみ）。なお、自動販売機の設置に当たり、新たに許認可等を必要とする場合の販売は、当該許認可後とすること。
- ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと。
- エ 販売品の納入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、当該施設管理者の指示に従うこと。
- オ 設置する自動販売機は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダー等）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、閉庁時間や閉庁日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対応機能を備えた自動販売機とするように努めること。また、設置に当たっては、コンセント口ひとつに対して、差込プラグをひとつとすること。
- カ 清涼飲料水の販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、びん、ペットボトル等密閉式の容器、紙パック又は紙コップの容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。
- キ 販売価格については、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと（個別に販売価格の条件がある場合は、当該金額を上回る価格で販売しないこと。）。
- ク 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて施設管理者と協議し、その指示に従うこと。
- ケ 災害対応型自動販売機は、災害時に自動販売機の飲料を取り出すことができる機器とすること。また、災害時に宮津市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償提供すること。
- コ その他施設管理者が定める事項

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ア 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式8）を宮津市に提出すること。
- イ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- ウ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- エ 盗難事故や破損事故等による損害は、宮津市の責によることが明らかな場合を除き、全て設置事業者が負うこと。
- オ 原則として自動販売機に併設して、販売する清涼飲料水等の容器（缶、びん、ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- カ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。

(4) 使用許可の取消し

- ア 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消します。
 - (ア) 許可物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合
 - (イ) 宮津市の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合

(ウ) 使用許可の条件に違反する行為があると認める場合

(エ) 設置事業者が入札参加資格を失った場合

(オ) 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

イ 上記ア(ウ)から(オ)までの場合、既に納めた使用料は還付しません。

ウ 上記ア(ウ)又は(オ)の場合、取消しのあった日から2年間宮津市が実施する自動販売機の設置事業者を選定する入札に参加することができないものとします。

(5) 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、使用許可の期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに宮津市に書面により通知してください。この場合、納入済の使用料は還付しません。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間満了により自動販売機を撤去する場合は、許可期間内に原状回復してください。また、上記3(4)により許可が取り消された場合や、上記3(5)により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を宮津市に請求することができません。

4 入札申込方法等

(1) 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申込みをしてください。

申込受付期間：平成24年8月6日(月)～平成24年8月22日(水)必着

受付場所及び送付先：〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1

宮津市財務室管財契約係 (本館3階)

持参される場合の受付時間は、平日午前9時～午後5時までとします。

郵送による申込みの場合は、簡易書留又は書留で郵送してください。(普通郵便で送付された場合、受付期間内に不着のときは受け付けられませんのでご注意ください。)

申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられませんのでご注意ください。

電話、ファックス又はインターネットによる申込みはできません。

(2) 申込みに必要な書類

a 入札申込書(様式1)

b 申込物件チェックリスト(様式2)

c 誓約書(様式3)

d 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)

入札申込日から3か月以内に発行されたものに限り(コピー可)。

e 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

f 販売品目等一覧表(様式4)

同時に複数の物件を申込みされる場合で、上記1(1)の販売品目の条件が同じ場合は1部で結構ですが、販売品目の条件が異なる場合は、該当物件ごとに必要です。

g 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書))

提出日から3か月以内に発行されたものに限り(コピー可)。

h 役員調書(法人の場合のみ)(様式5)

i 市税納税証明書(宮津市税の滞納がないことの証明書)

提出日から3か月以内に発行されたものに限り(コピー可)。

5 入札日時、場所及び持参するもの

(1) 入札日時 平成24年8月29日(水)午前10時30分

受付 午前9時～午前10時

(2) 入札場所 宮津市役所第2会議室(本館南棟1階)

(3) 持参するもの

入札書

入札申込書の写し(宮津市財務室受付印のあるもの)

印鑑 個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印の印鑑とすること。

委任状(代理人が入札する場合のみ)

委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印すること。
入札申込者本人の印鑑登録証明書（本入札日前3か月以内に発行されたもの）を添付すること。

筆記用具（黒の万年筆又はボールペン）

6 入札の方法

- (1) 入札は、指定の日時に入札会場において入札の受付を完了し、入札参加資格が確認できた者（以下「入札者」という。）のみによって行います。
- (2) 入札会場に入室できる者は、2名までとします。
- (3) 入札書は、宮津市の入札書（様式6）を使用していただきます。
- (4) 入札書には、入札者の住所、氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所及び氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状の「代理人使用印」の欄に押印したものを）を必ず押印してください。
- (5) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」記号を記入してください。
- (6) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければなりません。
- (7) 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。入札箱に投入する前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けてください。（特に金額については、いかなる訂正であってもその入札書については無効となります。）
- (8) 入札書は、定形封筒に封入して封印し、係員の指示により入札箱に投入してください。

7 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行います。

8 設置事業者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、宮津市の定めた最低年額使用料以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を設置事業者とします。
- (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより設置事業者を決定します。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができません。

9 入札結果の公表

開札の結果、設置事業者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を入札者に知らせるものとする。

10 入札の変更等

- (1) 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがあります。
- (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。
- (3) 入札書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

ア 最低年額使用料を下回るもの

イ 入札参加資格がない者が入札したもの

ウ 指定の期間内に提出しなかったもの

エ 入札価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの又はこれらが分明でないもの

オ 申込物件チェックリストにチェックのなかった物件に入札したもの（その入札物件のみ無効）

カ 入札書の訂正をしたもの

キ 入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの

ク その他入札に関する条件に違反したもの

11 入札の中止・延期

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は延期することがあります。

12 その他

使用許可の手續及び履行に関する一切の費用については、設置事業者の負担となります。

13 問い合わせ

宮津市財務室管財契約係（本館3階）

電話：0772-45-1611（直通）

FAX：0772-25-1691

設置を希望する物件を確認の上、上記1の表の各担当部署までお問い合わせください。

* * *

宮津市公告第30号

宮津市職員採用試験実施要項

平成25年度宮津市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成24年8月20日

宮津市長 井上正嗣

1 試験区分、採用予定者数及び受験資格

試験区分	採用予定者数	受験資格
一般事務職	若干名	(1) 昭和61年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は平成25年3月末日までに卒業見込みの方 (2) 平成4年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校（同程度と認めるものを含む。）を平成24年3月に卒業した方又は平成25年3月末日までに卒業見込みの方
土木技術職	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（土木）課程を修得し卒業した方又は平成25年3月末日までに卒業見込みの方
建築技術職	1名	昭和47年4月2日以降に生まれた方で、既に一級建築士免許を取得している方又は平成21年4月1日までに二級建築士免許を取得している方
保健師	1名	保健師免許を有する方（平成25年3月末日までに同免許取得見込みの方を含む。）で、昭和47年4月2日以降に生まれた方
社会福祉士	1名	社会福祉士資格を有する方（平成25年3月末日までに同資格取得見込みの方を含む。）で、昭和42年4月2日以降に生まれた方

地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

「保健師」について、免許取得見込みで受験した方が、平成25年3月末日までに実施される国家試験に合格しなかった場合は、採用される資格を失います。

「社会福祉士」について、資格取得見込みで受験した方が、平成25年3月末日までに実施される国家試験に合格しなかった場合は、採用される資格を失います。

2 試験の日時及び場所

区分	第1次試験	第2次試験
日時	平成24年10月14日(日) 午前8時30分(午前8時20分集合)	第1次試験合格者に文書で通知します。
場所	宮津市中央公民館(宮津市字鶴賀)	宮津市役所

3 試験方法及び内容

(1) 第1次試験

試験科目

区分	試験科目
一般事務職 社会福祉士	一般教養試験・適性検査・作文
土木技術職	一般教養試験・専門試験(土木)・適性検査
建築技術職	一般教養試験・専門試験(建築)・適性検査
保健師	一般教養試験・専門試験(保健師)

試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間2時間 (出題分野) 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験	多枝選択式筆記試験・出題数30題・試験時間2時間(保健師は1時間30分)
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)及び土木施工
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)建築設備及び建築施工
保健師	地域看護学、疫学・保健統計(情報処理を含む。)及び保健福祉行政論
適性検査	筆記試験 試験時間45分
作文	筆記試験 試験時間50分

(2) 第2次試験

身体検査

健康診断書提出により審査(健康診断書は、平成24年8月27日以後に診断されたものに限ります。)

個別面接

4 合格発表

区分	発表の時期及び方法	
第1次合格発表	11月上旬(予定)	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	11月下旬(予定)	

電話による合否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、平成25年度宮津市職員採用候補者名簿に登載し、平成25年4月1日以降、必要に応じ採用します。

なお、この名簿の有効期間は、平成26年3月31日までです。

6 受験申込みの方法

提出書類	受験申込書(写真は、申込前3カ月以内に撮影した上半身前向き) 最終学校の卒業証明書(卒業証書の写し可)又は卒業見込証明書 最終学年成績証明書 大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。 建築士の資格を証明する書類の写し(建築技術職受験者のみ) 保健師免許証の写し(保健師受験者のみ。取得見込みの方は不要) 社会福祉士の資格を証明する書類の写し(社会福祉士受験者のみ。取得見込みの方は不要)
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書き、受験票送付用封筒(はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、80円切手をはったもの)を同封してください。
申込先	宮津市役所 企画総務室職員係(本館3階)

7 受験申込みの受付期間

平成24年8月27日(月)から平成24年9月14日(金)まで

受付時間 午前8時30分～午後5時

郵送の場合は、9月14日(金)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、9月21日(金)までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

日曜日及び土曜日は、閉庁のため受付いたしません。

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

8 給与等 (平成24年4月1日現在)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
初 任 給	165,312円	146,688円	134,496円

職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

9 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票等)を持参のうえ、直接来庁してください。(電話、はがき等による請求では開示できません。)

区 分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び総合 得点	各合格発表 の日から2 週間	宮津市役所本館3階(企画総 務室職員係) (土曜日、日曜日及び祝日を 除く、午前8時30分から午後 5時15分まで)
第2次試験		総合順位		

10 受験についての問い合わせ先

宮津市企画総務室職員係(本館3階)

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 代表番号 (0772)22-2121 内線231・232

直通番号 (0772)45-1603

【参 考】

地方公務員法第16条(抄)

成年被後見人又は被保佐人

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

会場位置図<略>

* * *

宮津市公告第31号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成24年8月29日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

* * *

宮津市公告第32号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成24年9月3日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第15号

平成24年第9回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成24年8月13日

宮津市教育委員会

委員長 生駒 正子

- 1 日 時 平成24年8月22日(水)午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成24年8月29日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

- 1 縦覧の期間 平成24年9月3日から9月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第16号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成24年9月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

3 4 1 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第17号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年9月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

5 , 6 7 8 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第18号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成24年9月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2,839人

農業委員会

〈告 示〉

宮津市農業委員会告示第8号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成24年8月3日

宮津市農業委員会
会長 小 嶋 保 徳

1 日 時 平成24年8月10日(金) 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第14号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議第15号 農業委員会委員辞任の同意について

* * *

宮津市農業委員会告示第9号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成24年9月3日

宮津市農業委員会
会長 小 嶋 保 徳

1 日 時 平成24年9月12日(水) 午前8時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第16号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議第17号 非農地証明について